

# 豊後高田市農業委員及び農地利用最適化推進委員募集要領

【2026年10月改選用】

令和8年9月30日をもって任期満了となる農業委員及び農地利用最適化推進委員の候補者を下記のとおり募集します。

※農地等の利用の最適化の推進とは

○担い手等への農地利用の集積・集約化

○遊休農地の発生防止・解消

○新規就農者等の新規参入の促進 などの活動をいいます

1 募集人数 ※各委員とも市の非常勤特別職（非常勤の地方公務員）となります。

① **農業委員 13名** ※市長が議会の同意を得て任命します。

農業に関する識見を有し、農地等の利用の適正化の推進に関する事項及び農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことのできる人

② **農業委員の募集に際しては、地域割や団体等の推薦枠等は無く、市全体を1つとして選考します。**

③ **農業委員の任命にあたっては法令により、認定農業者が農業委員の過半数を占めること、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者（中立委員）を1人以上含めること、女性・青年を積極的に登用することなどの要件があります。**

② **農地利用最適化推進委員 16名** ※農業委員会が総会の決議により委嘱します。

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、下記に掲げる担当区域内において農地等の利用の最適化の推進のための現場活動ができる人

## 【農地利用最適化推進委員の区域及び人数】

区域名	区域の詳細（大字又は行政区）	人数
高田 1	是永町、水取、本町、鍛冶屋町、金谷町、浜町、中央通、新町、新地、今町、高田、界、来縄、水崎	1名
高田 2	御玉、玉津、新栄、城台、美和、鼎、払田、かなえ台	1名
河内 1	森、佐野	1名
河内 2	小田原	1名
田染 1	田染横嶺、田染小崎、田染真中、田染真木、田染平野	1名
田染 2	田染上野、田染相原、田染池部、田染露	1名
都 甲	長岩屋、松行、築地、荒尾、大力、一畑、加礼川、梅木、新城	1名
草地 1	焼野、向・門、近広、本村	1名
草地 2	古城長添、畑、猫石、芝場黒松米山	1名
呉崎 1	呉崎 1、呉崎 2、呉崎 3、呉崎 4、呉崎 5、呉崎 6、呉崎桂 1、呉崎桂 2	1名
呉崎 2	呉崎 7・8、呉崎 9・広瀬、呉崎 10、呉崎 11・12	1名
真玉 1	西真玉、大平	1名
真玉 2	中真玉、城前、大岩屋、黒土	1名

真玉 3	白野	1名
香々地 1	香々地、見目、上香々地、夷	1名
香々地 2	堅来、羽根、小畑	1名

計 16名

④ 農業委員と農地利用最適化推進委員の兼務はできません。ただし、両方の委員の候補者に推薦または応募することは可能です。

## 2 主な職務内容

※農業委員と農地利用最適化推進委員は、連携・協力して農地等の利用の最適化の推進に係る活動に取り組みます。

### ① 農業委員

農地の権利移動や転用等に係る許認可業務など農地法等の規定に基づく農業委員会の権限に属する事項についての審議・決定をはじめ、農地の現地調査や農地利用の最適化の推進に関する業務などを行います。

※毎月の定例総会等への出席及び必要に応じ研修会等にも出席していただく場合があります。

### ② 農地利用最適化推進委員

担当区域内において、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等、農地利用の最適化に係る現場活動、農地の現地調査などの業務を行います。

※必要に応じて、総会及び研修会等にも出席していただく場合があります。

## 3 任期

① 農業委員 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで

② 農地利用最適化推進委員 農業委員会が委嘱した日から令和11年9月30日まで

## 4 報酬

「豊後高田市特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき、下記の報酬額（基本給）が支給されます。

○農業委員 年額 252,000円

○農地利用最適化推進委員 年額 168,000円

※上記とは別に、農地利用の最適化に係る年間の活動及び成果実績により国から交付される交付金の額に応じて、能率給が年度末に支給される場合があります。

## 5 募集期間

**令和8年4月20日（月）から令和8年5月29日（金）まで**

※市ホームページで応募状況（中間及び最終）を公表します。

## 6 推薦・応募の書類

農業委員会事務局（市役所高田庁舎別館2階）、地域総務一課（市役所真玉庁舎）、地域総務二課（市役所香々地庁舎）の窓口で様式を受け取るか、市ホームページからダウンロード

ードしてください。

※各委員とも、団体又は個人が「推薦」する場合と自ら「応募」する場合では用紙が異なりますのでご注意ください。

※個人が「推薦」する場合は、農業者3人以上の連名による推薦が必要です。

### ①農業委員

#### ○団体又は個人が「推薦」する場合

- ・豊後高田市農業委員候補者推薦書（第1号様式）
- ・経歴書（別紙1）
- ・農業経営の状況（別紙2）

#### ○自ら「応募」する場合

- ・豊後高田市農業委員候補者応募申込書（第2号様式）
- ・経歴書（別紙1）
- ・農業経営の状況（別紙2）

### ②農地利用最適化推進委員

#### ○団体又は個人が「推薦」する場合

- ・豊後高田市農地利用最適化推進委員候補者推薦書（第3号様式）

#### ○自ら「応募」する場合

- ・豊後高田市農地利用最適化推進委員候補者応募申込書（第4号様式）

※農業委員・農地利用最適化推進委員の両方の候補者に推薦・応募する場合は、それぞれの書類を提出してください。

## 7 書類の提出方法

上記書類に必要事項を記入、押印の上、**令和8年5月29日（金）までに農業委員会事務局に提出**をお願いします。

※地域総務一課（真玉庁舎）、地域総務二課（香々地庁舎）でも提出いただけます。

※郵送の場合は当日消印有効

## 8 候補者の選考

#### ○農業委員候補者

提出いただいた書類を基に、候補者の評価を行います。

※候補者の決定後、結果をそれぞれの方に通知します。

#### ○農地利用最適化推進委員候補者

提出いただいた書類を基に、改選後の農業委員会総会において選考・決定します。

※決定後、結果をそれぞれの方に通知します。

## 9 お問い合わせ先

豊後高田市農業委員会事務局

〒879-0692 豊後高田市是永町39番地3（市役所別館2階）

電話：0978-25-6241（直通） 0978-22-3100（代表）